



新宿区みどりの 基本計画 (改定)



平成 30(2018) 年 3 月

 新宿区

はじめに

新宿区立公園で最大の規模を誇る新宿中央公園では、四季の花が咲き、憩い、遊ぶエリアが広がり、様々なイベントを開催しています。そのさらなる魅力の向上を目指し、各エリアの特色ある改造を進めるとともに、ネーミングライツの導入やカフェやレストランの誘致など、民間とも連携した賑わいある公園づくりに取り組んでいきます。



また、新宿区には新宿御苑や戸山公園をはじめ、たくさんの桜の名所があります。水辺の桜も見事で、神田川沿いには立派な枝ぶりの桜並木があります。この桜を夜も楽しんでいただくため、昨年からは本格的にライトアップを行ったところ、ライトが水面に映え、とても幻想的な景観となり、多くの方に訪れて頂きました。今年からは、外濠や妙正寺川でも桜のライトアップを行いますので、より多くの方に楽しんでいただければと思います。

今回のみどりの基本計画の改定では、こうした新宿の賑わいづくりに貢献する取り組みを進めるため、新たに「みどりを活用する」という方針を加え、みどりの多面的な活用を図っていくこととしました。さらに、歩く人が楽しめる見えるみどりを増やすといった視点や、自然とのかかわりを深めるといった視点も取り入れるなど、より総合的な計画としました。

新宿区で暮らし、活動する人たちが、自然からの恵みを享受し、より健康で安らぎを感じられる環境づくりが求められています。大きく市街化が進んだ新宿区でも、工夫次第で様々なみどりの環境づくりができることをこの計画では示しました。

新宿ならではの特色のある美しいみどりの環境を、幅広い世代の皆さま、事業者の皆さまとともに築き上げ、次の世代に繋げていきたいと考えています。

皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

平成30年3月

新宿区長 吉住 健一

目 次

第一章 計画の前提	1
1. 改定の目的	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の達成度	4
(1) 緑被率の目標	4
(2) みどり率の目標	5
(3) 公園の目標	5
(4) 区民のみどりに対する実感についての目標	5
(5) 主な施策の達成状況	6
4. 改定の視点	7
視点1 みどりの多面的な活用による賑わいの創出	7
視点2 見える緑の創出	8
視点3 生物多様性の展開	9
視点4 魅力ある身近な公園の確保・充実	10
5. 計画の構成	11
第二章 基本計画	13
1. 計画の理念	14
2. 計画の期間	14
3. 計画の目標	15
(1) 緑被率の目標	15
(2) みどり率の目標	15
(3) 公園の目標	15
(4) 区民のみどりに対する実感についての目標	16
(5) 緑視率の目標	16
4. 基本方針	17
5. 配置方針	18
(1) 4つの配置方針	18
(2) エコロジカルネットワーク	25
6. 行動方針	30
(1) 施策の体系	30
(2) リーディングプロジェクト	33
第三章 施策の展開	35
1. 個別施策の展開	36
(1) 多様な主体との連携	36
(2) 個別施策の展開例	37

2. 地域別の展開	5 1
(1) 四谷地域	5 2
(2) 笹筥・榎地域	5 6
(3) 若松・大久保・柏木地域	6 0
(4) 戸塚地域	6 4
(5) 落合地域	6 8
(6) 新宿駅周辺地域	7 2

※文中で*を付けた用語は、資料編の用語説明に説明文を記載しています。

資料編目次

1 自然条件	資-1
(1) 位置・面積	資-1
(2) 地形・地質	資-1
(3) 気象	資-2
(4) 生き物	資-3
2 社会条件	資-5
(1) 人口	資-5
(2) 土地利用	資-6
(3) 区民意識	資-6
3 SDGs との関係	資-7
4 新宿区のみどり	資-8
(1) みどり	資-8
(2) 公園	資-12
5 みどりの主な事業実績	資-14
(1) みどりの文化財（保護樹木等）制度	資-14
(2) 緑化助成制度	資-15
(3) 緑化計画書制度	資-15
6 策定までの経過	資-16
7 みどりの計画・調査	資-18
用語説明	資-20

第一章 計画の前提



モア4番街



新宿御苑



おとめ山公園



甘泉園公園



神田川



早大通り

※みどりの新宿30選より

1. 改定の目的

1) これまでの経緯

新宿区は、平成元(1989)年3月に最初のみどりの基本計画である「新宿いきいきみどりプラン」を策定し、その後平成10(1998)年9月の改定を経て、前回の平成21(2009)年2月の改定では、新たに策定された「新宿区基本構想」(平成19(2007)年12月)を受け、そこに掲げられた「持続可能な都市と環境を創造するまち」「まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち」の実現を施策のめざす方向としました。

2) 改定の背景

みどりは、まちに彩りを添え、季節感をもたらし、日々の暮らしにうるおいとやすらぎ、活力を与えてくれます。また、美しい都市景観を形成するほか、大気の浄化や気温の変化の抑制など様々な効用を持っていますが、最初の計画策定から約30年が過ぎた今日、みどりを取り巻く状況は大きく変化しています。

平成29(2017)年5月の都市公園法の改正では、公民連携など公園の再生・活性化のための手法がより具体化し、同時に行われた都市緑地法の改正では、多様な主体による市民緑地の整備制度が拡充されました。平成29(2017)年12月策定の「新宿区まちづくり長期計画 都市マスタープラン」では、公園での多様で魅力的なイベントの開催や民間活力を活用したみどりあふれる空間づくりなど「公園を活かした賑わいづくり」が追加されました。

一方、これまでの主たる評価基準である、上空から緑の状況を見た「緑被率*」だけでは、実際の都市緑化の状況の評価できないといった問題も出てきました。

さらに、地球規模での環境問題への関心が高まるなか、生物多様性*の保全や自然の恵みの持続可能な利用を求める「生物多様性国家戦略 2012-2020」の策定、国連において「持続可能な開発のための目標 (SDGs*)」が採択されるなどの動きもあります。

今回の改定は、これまでの基本的な考え方は継承しつつも、こうした背景に対応する改定を行いました。

3) 目的

3回目となる今回の改定は、人々の様々なライフスタイルやライフステージへの対応、安全で健康なまちづくりへの寄与、文化や観光との連携など、みどりの活用をさらに広げるとともに、これまで行ってきた緑地の保全及び緑化の推進をより実効性の高い計画とするために行うものです。



SDGs とは？

2030年に向けた、人間、地球、繁栄、平和及び連携のための行動計画で、経済、社会、環境のバランスのとれた持続可能な開発のための17の大目標と169の個別目標からなっています。みどりの基本計画とは6、11、12、14、15、17の大目標が特に関連しています。



2. 計画の位置づけ

「新宿区みどりの基本計画」は、新宿区のまちづくりにおいて、みどりが果たす役割を総合的に推進するための計画です。新宿区みどりの条例第6条に基づく「みどりの保護と育成に関する計画」であるとともに、都市緑地法第4条に定める「基本計画」であり、同時に今回の計画は、生物多様性基本法第13条に基づく「生物多様性地域戦略」の性格もあわせ持っています。

また、「新宿区まちづくり長期計画 都市マスタープラン」の個別計画であり、環境、まちづくり、景観、防災、教育、観光などの各政策分野と連携を図りながら、みどりの施策を実施していくための基本となる計画です。

さらに、東京都と特別区及び市町村で策定した「緑確保の総合的な方針*」及び「都市計画公園・緑地の整備方針」を受け、東京全体でのみどりの確保の一部を担っています。

なお、平成22(2010)年3月策定の「新宿区魅力ある身近な公園づくり基本方針」は、都市緑地法の改正(平成30(2018)年4月施行)によって、「みどりの基本計画」が、これまでの都市公園の整備の方針に加え、管理の方針についても定める「公園の整備及び管理に関する総合的な計画」に位置付けられることから、本計画に統合しました。

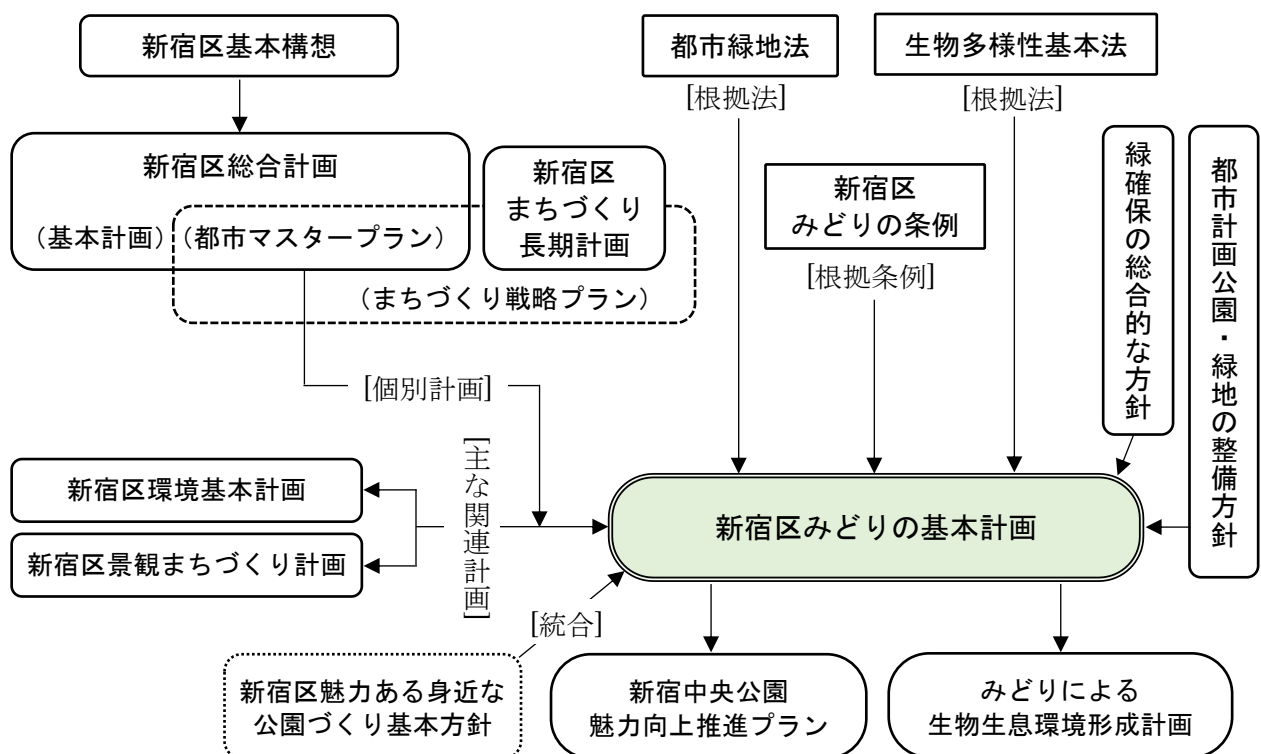


図1-1 「新宿区みどりの基本計画」の位置づけ

この計画で「みどり」とは？

- ・樹木、草花などの植物
 - ・昆虫、野鳥、小動物などの生き物
 - ・その生育に必要な土、大気、水など
 - ・緑地、水辺、公園など
- これら自然のものにより構成される環境のことをいいます。

* 植物のみどりは「緑」と表示します。

3. 計画の達成度

これまでの計画の当面の計画期間（平成 20(2008) 年度より 10 年間）における、各目標のこれまでの達成度は以下のとおりです。

(1) 緑被率の目標

目標：1%増 実績：0.01%増 17.48%(H27) ← 17.47%(H17)

平成 17(2005)年から平成 22(2010)年までの 5 年間に 0.40%増加しましたが、平成 27(2015)年までの 5 年間では 0.39%減少したため、10 年間ではほとんど変化しませんでした。公共的な施設での増加を私有地での減少が相殺した形となっています。

緑被面積では以下のように屋上緑地、草地はそれぞれ 5.13ha、12.79ha 増加しましたが、樹木・樹林地がマイナス 17.6ha と大きく減少しました。

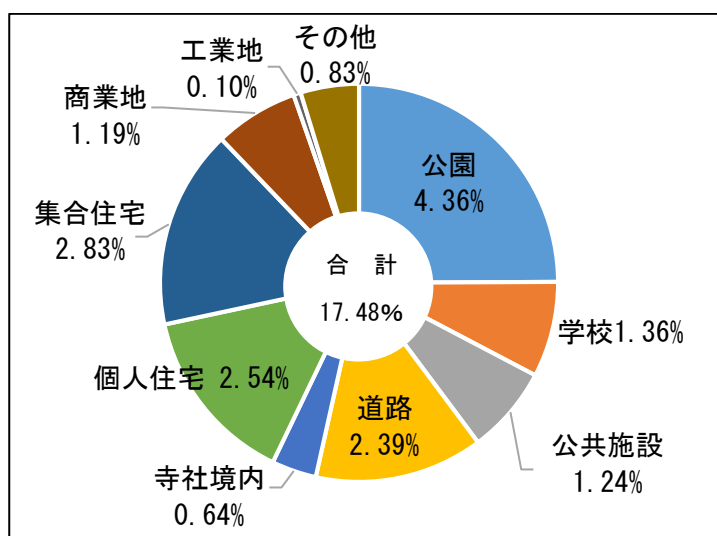


図 1-2 緑被率の土地用途別の内訳 (平成 27 年度)



図 1-3 10 年間の緑被の推移

10 年間の土地用途別の、区全体に対する緑被率の割合の増減は次のとおりです。

表 1-1 土地用途別の緑被率の 10 年間の増減 (※10 年前の集計区分に合わせています)

土地用途	緑被率の割合 (H27)	増減	主な理由
公園	4.36%	-0.10	借地公園の土地返還等による減少
学校	1.36%	+0.20	屋上緑化や校庭芝生化などの学校緑化への取り組み及び既存樹木の樹冠の生長
公共施設 (社寺境内含む)	1.88%	+0.26	都営住宅や防衛省などの大規模施設での既存樹木の樹冠の生長
道路	2.39%	+0.78	山手通りや明治通り、補助 72 号線など主に都市計画道路の整備の進展に伴う増加
住宅・事業所等 私有地	7.49%	-1.13	規模の小さい建築計画での樹木の減少及び建築計画による草地の減少

(2) みどり率*の目標（「緑被率」に水面と公園の緑地以外の面積を加えたものです。）

目標：1%増 実績：0.1%増 19.94%(H27) ← 19.84%(H17)

10年間に0.1%増加しました。面積で見ると、公園以外の草地在8.45ha、屋上緑地面積が5.13ha増加したことに対し、公園以外の樹木・樹林の面積が12.72ha減少しました。

表1-2 土地用途別のみどり率の変化

年 度	みどり率	公園以外の樹木・樹林	公園以外の草地	公園以外の屋上緑地	公園面積	公園以外の水面
平成17年度	19.84%	12.02%	0.78%	0.22%	6.41%	0.42%
平成27年度	19.94%	11.32%	1.24%	0.50%	6.53%	0.36%

(3) 公園の目標

目標：2ha増 実績：1.7ha減 117.6ha (H29.4) ← 119.3ha (H20.4)

1) 公園面積の達成度

10年間で、用地買収や開発等により新たに1.8haの公園を確保しましたが、借地公園の土地返還に伴う廃止等により0.6ha減少し、1.2haの増加に止まりました。

しかし、都立明治公園が国立競技場の建て替えに伴う再編整備により、一時的に2.9ha減少したため、最終的に1.7ha減となりました。

※国立競技場の整備に伴い一時的に一部廃止された都立明治公園は、東京2020オリンピック・パラリンピック終了後に整備される予定です。

2) その他の達成度

区面積に対する公園面積の割合は6.4%で0.1ポイント減り、また区民一人当たりの公園面積の割合は、人口の増加もあり3.5㎡と0.4㎡減少しました。

(4) 区民のみどりに対する実感についての目標

区民意識調査による区民のみどりに対する実感には、「新宿区全体のみどりや花があると感じる区民の割合」が1.7ポイント減少、「ご自宅周辺のみどりや花があると感じる区民の割合」が1.4ポイント増加とそれぞれあまり変化せず目標には達しませんでした。「ご自宅周辺での昆虫や野鳥などの生き物がいると感じる区民の割合」は、40%以上とする目標に対し39.1%と6.2ポイント増加し概ね目標を達成しました。

表1-3 区民意識調査結果の変化

指 標	平成19年	目 標	平成28年	増減
新宿区全体のみどりや花があると感じる区民の割合 (たくさんある、そこそこあると回答した区民)	64.1%	70%以上	62.4%	-1.7
ご自宅周辺のみどりや花があると感じる区民の割合 (たくさんある、そこそこあると回答した区民)	63.2%	70%以上	64.6%	+1.4
ご自宅周辺での昆虫や野鳥などの生き物がいると感じる区民の割合 (たくさんいる、そこそこいると回答した区民)	32.9%	40%以上	39.1%	+6.2

(5) 主な施策の達成状況

1) 地域の貴重なみどりを守る

- ・落合地域の樹木保護施策については、新たな制度の導入には至りませんでした。
- ・保護樹木・樹林を対象に、移植の際の支援制度の創設や樹林の落ち葉回収を開始し、支援の拡大を図りました。
- ・新たに特別保護樹木制度*の導入と指定を行いました。
- ・「区民ふれあいの森」を整備（おとめ山公園の拡張）しました。
- ・外濠の活用として菜の花の播種を行いました。
- ・神田川ふれあいコーナー*や神田川親水テラス*を整備し、講座の実施や一般開放などの活用を図りました。

2) 新たなみどりを増やす

- ・公共施設の緑化では、緑化計画書制度*を活用して一部で基準以上の緑化を行いました。また、バス停の緑化や神田川の護岸緑化を推進しました。
- ・新たに「内藤町けやき公園」を整備しました。
- ・「みどりの推進モデル地区*」及び「屋上緑化等推進モデル地区*」の指定を行い、緑化の推進を図りました。

3) 新宿ならではの特色あるみどりをつくる

- ・屋上緑化助成制度を導入しました。
- ・みどりのカーテン*づくりを推進しました。
- ・道路整備に合わせた街路樹の植栽や、街路樹管理指針*に基づいた維持管理を行いました。
- ・「新宿区魅力ある身近な公園づくり基本方針」を策定しました。
- ・東戸山小学校とみなみもと町公園に地域拠点ビオトープ*を設置しました。
- ・「玉川上水を偲ぶ流れ」（玉川上水・内藤新宿分水散歩道）を整備しました。

4) みどりの啓発としくみづくり

- ・東京都の「公開空地*等のみどりづくり指針」と連携した質の高い公開空地づくりを誘導しました。
- ・東京都と「緑確保の総合的な方針」を策定し、緑地の保全に努めました。
- ・新宿中央公園に指定管理者制度を導入し、管理の効率化と多彩な運営により利用者の利便性向上を図りました。
- ・新宿区造園防災協力会と災害時の協力関係について協定を締結しました。

4. 改定の視点

今回の改定に当たっては、都市緑地法及び都市公園法の改正、都市緑化の評価の課題、生物多様性の推進などの背景を受けた4つの視点を主として施策をすすめます。

視点1 みどりの多面的な活用による賑わいの創出

1) 現状と課題

ライフスタイルや価値観の多様化にともない、賑わいや交流、都市景観といった、人々のみどりに求めるニーズも変化してきています。また、外国人観光客は年々増加しており、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、今後も賑わいや憩いなど様々な楽しみ方を求めて新宿のまちを訪れる来街者がさらに増加することが予想されます。

このように多様化・高度化するニーズに対応するためには、都市のみどりの多面的な活用が求められているとともに、その推進にあたっては、区だけでなく、区民、企業、NPOなど多様な主体と連携し協力していくことが必要になります。

公園においては、民間活力の活用、使用基準や利用ルールの見直しなど、地域特性に応じた活用を展開し、公園を柔軟に使いこなすことが必要です。

また、丹精込めた自宅の庭や、企業、大学、病院などが管理する緑地など、民間の良好なみどりの活用を図っていくことも必要です。

2) 視点への対応の方向性

現在あるみどりのストックを最大限活かし、使いこなしていくため、「みどりを活用する」を新たに基本方針として位置づけ、様々な主体と協力、連携したみどりの活用を図ります。

公園での活用事例



イブニングバー



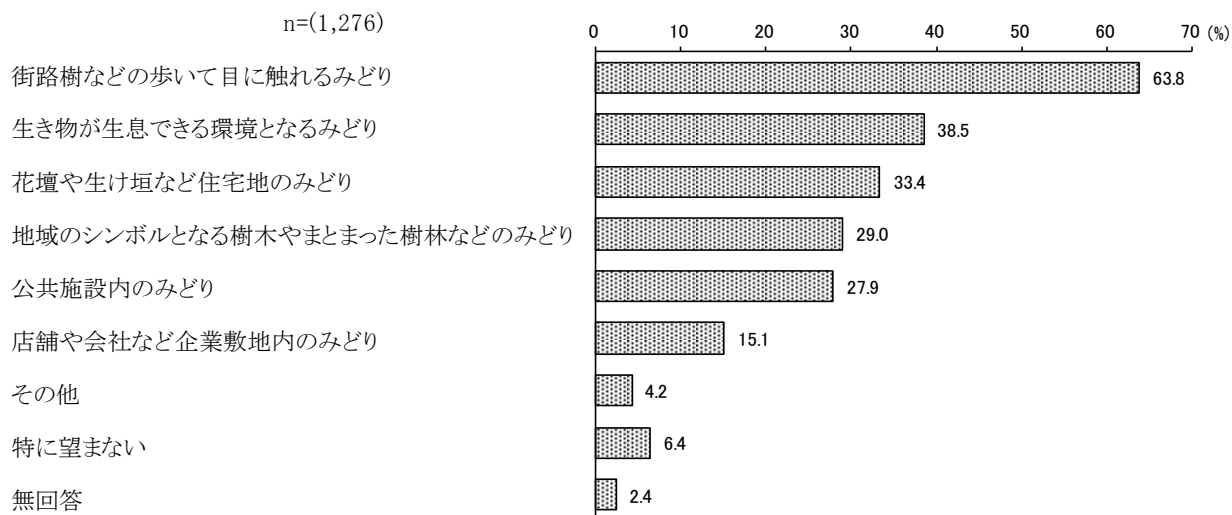
ツリークライミング

視点2 見える緑の創出

1) 現状と課題

区民の生活空間の中で、歩きながら目に見えて、生活に潤いを与えている緑があります。そして、緑の確保が厳しい商店街などでも、建物の壁面緑化、駐車場緑化、プランターなどによって、商店街の環境を改善しようとする取り組みも始まっています。区民意識調査の結果でも以下のように歩いて目に触れるみどりの充実への要望が最も多くなっています。

表1-4 充実を望むみどりの種類（区民意識調査の結果、平成28(2016)年度）



※見える緑の例



これまで、緑を測る指標としては面的な緑を捉えた「緑被率」を用いてきましたが、市街化の進んだ新宿では、面的な緑化が困難でありなかなか増やすことができていません。一方で、接道部の植込みや壁面緑化は年々増加を続けていますが、こうした緑は緑被率では測れず、街を歩く人たちに快適な景観を提供するためのこの「見える緑」に対する価値の評価が必要となっています。

2) 視点への対応の方向性

目標の一つとして、新たに目に見える緑を測る「緑視率*」を導入し、主要な場所での緑視率の増大とみどりの質の向上を図ります。

視点3 生物多様性の展開

1) 現状と課題

昼間人口 80 万人近くを擁する本区は、水や食料やエネルギーだけではなく、さまざまな自然の恵み（生態系サービス）の巨大な受け手です。私たちの活動は自然に対して大きな影響を持つものであることから、暮らしや事業活動には生物多様性に配慮したライフスタイルが求められています。また、生活に欠かせないこの自然の恵みがどこから来ているのかに思いを巡らすことも必要です。

自然の減りつつある新宿区ですが、平成 28(2016)年度の生き物調査ではハヤブサ、カワセミなどの絶滅危惧種や 20 年前の調査では確認されなかったタヌキが確認され、自然の回復する様子もうかがえます。一方で、国外からや国内の他の地域からの多くの外来生物*の存在も確認されています。

生物多様性とは

私たちは、水や空気、食料などの清浄な自然がないと生きていくことができません。その自然は、山、里、海、空、森、干潟、農地、川などの多彩な環境と、それぞれの環境の中で生きている多くの生き物が、つながり、支えあい、バランスを保つことで成り立っています。

この多くの環境や、私たち人間も含めた生き物のつながりを生物多様性といい、これがしっかりと守られていることにより、様々な自然の恵みを受けることができます。

近年は、自然と文化（人間）のかかわりの視点を重視した「生物文化多様性」という言葉も使われています。

(参考資料：第 1 回アジア生物文化多様性国際会議資料)

一方で、生物多様性への認知度はまだ 16.7%と低く、自然の恵みの価値に対する意識は低下している（「環境問題に関する世論調査」、平成 26(2014)年度、環境省）ことから、生物多様性への理解の不足が課題となっています。また、新宿区の限られた環境の中での理解を深めるための自然体験の場や機会の不足も課題です。

外来生物では、特にハクビシンやアライグマ、セアカゴケグモやヒアリ、クビアカツヤカミキリやツマアカスズメバチ、植物ではアレチウリやオオカワヂシャなど人や環境に大きく影響を及ぼす種への対策が課題となっています。

2) 視点への対応の方向性

施策の各分野に生物多様性の視点を組み込み、様々な機会を捉えて生物多様性の向上と理解を深めるため、生態系サービスに対応するみどりの施策を充実します。

身近にある自然の恵み（生態系サービス）の例

供給サービス	調整サービス	生息・生育地サービス	文化的サービス
生活に重要な資源	暮らしの安全	生息地や遺伝子の保全	安らぎや豊かさの恩恵
・空気、水、食べ物 ・燃料、紙、天然繊維 ・医薬品、化粧品 ・ペット、観葉植物	・ヒートアイランド現象*の緩和 ・都市型水害の緩和（妙正寺川公園等） ・CO ₂ の固定	・神田川のアユ ・江戸野菜（内藤とうがらし*、鳴子うり*等） ・落合のホタル ・大久保つつじ*	・自然地向の観光 ・料理 ・菊花展 ・桜の花見、紅葉狩り ・文学、音楽、デザイン等へのインスピレーション

(参考資料：生態系と生物多様性の経済学報告書「生態学と経済学の基礎」)

視点4 魅力ある身近な公園の確保・充実

1) 現状と課題

本区の公園は、約 117ha、3.46 m²/人（平成 29(2017)年 4 月 1 日現在）で、必ずしも公園が充足した状況にあるとは言えません。一方、区内は土地利用が高度化しており、新たな公園用地を取得することがなかなか困難な状況にあります。

こうした中、今後もできる限り公園の確保に努めていく一方、新宿ならではの活発な都市開発などの動きに併せて新たに設置されるオープンスペース*を公園的な空間として活用していくことが必要です。

また、本区の区立公園は、1,000 m²未満の小規模な公園が3分の2を占めています。そこで、小規模な公園を中心に、その公園が地域で果たす役割を明確化し、個々の公園の個性や特色を高めていくとともに、近接する公園同士で公園機能の分担を図ることが必要です。

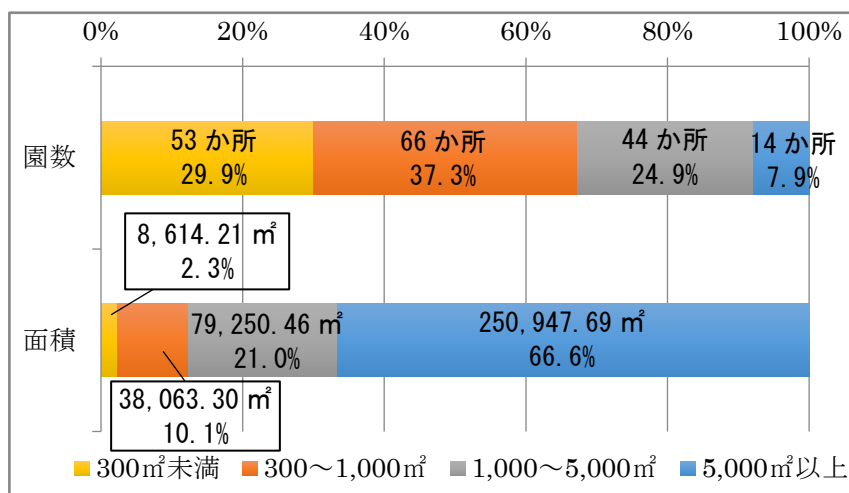


図1-4 区立公園の現況（平成 29（2017）年 4 月 1 日現在）

公園の確保や機能向上を図る一方、公園を誰もが安全かつ安心して利用できる場所にしていくことも大変重要です。そこで、ユニバーサルデザイン*の推進や、老朽化している施設の計画的な更新が必要となります。

2) 視点への対応の方向性

施策の各分野に公園及び公園的な空間の確保や機能分担、施設の更新の視点を組み込み、公園機能の充実を図ります。



老朽化した新宿中央公園遊具の更新
（平成 30(2018)年 3 月に完成）



なんど児童遊園
（平成 30(2018)年度改修予定）

5. 計画の構成

この計画の構成は次のとおりです。

